

**立科産農産物を使った一品を募集します!!**

# 立科の名物メニューを作ろう!

## 第6回 立科の味「料理コンテスト」

### 募集内容

立科町産農産物を用いた一品を募集。  
町内外在住、プロ、アマは問いません。  
今回は、優秀な作品をメニュー化し、  
町内の一部飲食店で販売する予定です。  
850円以内での販売を想定した作品を  
ご応募ください。



### 開催日等

期日 11月8日(日)  
場所 立科町役場 大会議室

### 募集期間

9月7日(月)から10月2日(金)まで

### 応募方法

立科町商工会ホームページに掲載する応募要領をご覧ください、申込書を立科町商工会へ提出してください。

### 審査・表彰

当日、会場へ搬入していただき、審査・表彰も同日に行います。

### お問合せ先

立科町商工会 電話 56-1004  
メールアドレス tatesina@tatesina.net

※今年度から事業主体が創作料理コンテスト企画委員会から立科町商工会へ変更となりました。

## 国民年金保険料 「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050) またはお近くの年金事務所へお問合せください。